

## 防災行政無線

放送内容が電話で確認できます。

自動応答電話 ☎286-0888



知識だけでは身を守りません。いざというときに、大声を出す、ためらわずに逃げるなどの「行動できる力」を育てましょう。

子どもに、防犯ブザーを実際に使う練習をさせましょう。電池の確認も忘れずに。

被害に遭ったり、不審者(車)を見かけたときは、車のナンバーなどの確認とともに、すぐに110番通報または御船警察署へ通報してください。

御船地区防犯協会連合会 御船警察署

☎282・1110

## 交通安全ワンポイントアドバイス

正しく着用すれば守れる シートベルトで守る命

平成30年6月末時点で熊本県内において自動車乗車中に亡くなられた方のうち約80パーセントの方がシートベルトを着用しておらず、シートベルトを着用していれば助かった可能性があるとのことでした。

また、後部座席は、シートベルト非着用の場合、着用時に比べて、車外に放出される割合が約13倍になることや、チャイルドシートを

着用せず子どもを抱っこした場合、時速約40<sup>km/h</sup>で衝突すると、子どもの体重の約30倍の衝撃が腕にかかることから、シートベルトやチャイルドシートの着用が命を守るためにいかに大切なことかお分かりだと思えます。

皆さんもシートベルトやチャイルドシートを正しく着用して、大切な命を守りましょう。

岡危機管理課危機管理係

☎286・3210

## 地域安全 ニュース

防犯指導を生かして

## 不審者から子どもたちを守ろう

「いかのおすし」の防犯指導

「いか」 知らない人について「いかなさ」

「の」 知らない人の車に「のらない」

「お」 助けて「おおきな声」を出す

「す」 大人のいる方に「すべ逃げる」

「し」 どんな人が何をしたらか家の人に「しらせる」

## かしい消費者

「取り消せない場合も」

## 未成年者の契約

について

【事例1】

中学生の娘がインターネットで美容品を購入した。1回と想っていたのに次々に請求書付きの商品が届いたため、怖くなって母親に相談し、初めてこんな契約をしていることを知った。全額支払わなければならないか。

【事例2】

小学生の息子が父親のタブレットを無断で使用し、オンラインゲームをしたところ、高額な請求が来た。とても支払えない。



未成年者が契約を行うには、親あるいは未成年後見人などの同意が原則必要です。同意を得ていない契約は、取り消しができる可能性があります。取り消しの主張は、親および未成年者自身のいずれも行うことができます。

契約が取り消されれば、締結

時にさかのぼって無効となるため、代金の支払い義務がなくなるだけでなく、既に支払った代金の返還を求めることができます。受け取った商品は現状のまま(残っている分のみ)返還すればよく、使用した分について対価の支払いや損害賠償をする義務はありません。

取り消しができない場合も多くあります。小遣いの範囲内と認められる、未成年者が婚姻している、成年者であると誤信させるため相手方を欺いたなどの事情があれば、その契約を取り消すことはできません。

18歳に成年年齢を引き下げる改正民法が国会で成立したため、2022年4月以降は18歳になったばかりの人でも単独で行った契約が有効となり、取り消しができなくなります。

未成年者や成年に達したばかりの若者は、十分な判断能力が備わっていないなど社会的に未熟な面があるため、消費者トラブルに遭うことが懸念され、本人の慎重かつ十分な検討と周囲の見守りが重要です。

岡上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係)

☎286・3210